

## 慶弔・感謝状規定

平成21年2月7日(土)  
高知県小学生バレーボール連盟

- 1 高知県小学生バレーボール連盟常務理事（顧問含む）に、死亡及び病気、罹災があった場合は、下記に準じて弔意する。
  - （1）死亡した場合は、1万円の弔意金を贈る。
  - （2）10日以上入院した場合は、見舞金5000円を贈る。
  - （3）罹災した場合は、事情によってその都度協議して金品を贈る。
  
- 2 常務理事以外の連盟理事に死亡及び病気、罹災があった場合は、下記に準じて弔意する。
  - （1）死亡した場合は、5000円の弔意金を贈る。
  - （2）10日以上入院した場合は、見舞金3000円を贈る。
  
- 3 高知県小学生バレーボール連盟役員として、長年にわたり功績のあった者に、感謝状及び記念品を贈呈する。  
該当者については、常務理事会の全会一致で選考する。